令和３年度

秦野市

施設等利用費の請求方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用する施設・サービス | 施設等利用給付認定区分 | 無償化の対象 | 請求方法 |
| 新制度未移行幼稚園 | １号、２号、３号 | 利用料・入園料 | ① |
| 預かり保育料 | ２号、３号 | 利用料 | ②（秦野市立認定こども園の場合は、③をご参照ください。） |
| 認可外保育施設等（認可外保育所、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、病後児保育事業等） | ２号、３号 | 利用料 | ④ |

※　利用する施設・サービスが無償化の対象となるためには、市町村から「確認」を受ける必要があります。「確認」を受けた施設・サービスであるかどうかは、所在地の市町村へお問い合わせください。

①　新制度未移行幼稚園（教育時間の保育料）

　　教育時間の保育料については、請求は不要です。市から園へ直接支給します。

|  |  |
| --- | --- |
| 月額の保育料 | 月額上限額25,700円を超えた差額分のみお支払いください。 |
| 入園料 | 施設の月額の保育料が25,700円未満の場合、入園年度に限り無償化の対象となります。例）月額の保育料が24,000円、入園料が100,000円【月額の上限額】　25,700円－24,000円＝1,700円…Ⓐ【月額換算した入園料】100,000円 ÷12月（年間在籍月数）＝8,330円…Ⓑ【１月あたりの無償となる額（ⒶとⒷを比較して低い方の額】　1,700円 ＜ 8,330円この場合、1,700円×12月（年間在籍月数）＝20,400円が無償となります。 |

②　預かり保育料（秦野市立認定こども園を除く。）

●無償となる額の請求方法

1. ３か月ごと（施設によっては１か月ごと）に施設から領収証兼提供証明書と請求書の様式が発行されます

施設への支払い額と、利用日数×450円とを比較し、

どちらか低い方の額（月額上限額は、２号は11,300円、

②　施設が指定する期日までに、請求書に必要事項を記入し、領収証兼提供証明書**（写しでも可）を添付**のうえ施設へご提出ください

３号は16,300円）が無償となりますので、以下の手順で

請求してください。

請求書(様式)

領収証兼提供証明書

保護者

③　施設が書類をとりまとめ、

市へ提出します

秦野市

施設

請求書

領収証兼提供証明書

④　３か月分をまとめて支払います

※　施設から市へ書類が提出されてから１か月程度で、請求書に記載された口座へ振り込みます。

※　預かり保育の開所日数が200日未満または開所時間が8時間未満（教育時間含む。）に該当する場合、

認可外保育施設等の利用料についても請求することができます。該当の有無は施設へお問い合わせください。

③　預かり保育料（秦野市立認定こども園の場合）

施設側が、月々の利用状況を管理します。無償となる月額上限額を超えた場合は、施設から案内をしますので、超えた分については施設へ直接お支払いください。

④　認可外保育施設等（認可外保育所、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、病後児保育事業等）

●無償となる額の請求方法

施設へ利用料として支払った額（月額上限額は、２号は37,000円、３号は42,000円）が無償となりますので、以下の手順で請求してください。なお、預かり保育を併用している場合は、預かり保育料と合わせて、２号は11,300円、３号は16,300円が月額の上限額となります。

1. 施設等利用給付認定を受けていることを施設へ伝え、領収証と提供証明書の発行を依頼してください

保護者

施設

サービス

秦野市

施設側が、月々の預かり保育の利用状況を管理します。無償化の対象となる月額上限額を超えた場合は、施設から案内をしますので、超えた分については施設へ直接お支払いください。

●請求に関する問い合わせ●
秦野市保育こども園課
電話0463-82-9606（直通）

③‐２　認可外保育施設等（市立ひろはたこども園在園児の一般型一時預かり）

領収証

提供証明書

②　施設から領収証と提供証明書が発行されます

請求書

領収証

提供証明書

③　下記の期日までに、請求書に必要事項を記入し、領収**証と提**供証明書（３か月分**）（写しでも可）を添付**のうえ、秦野市保育こども園課へご提出ください

④　３か月分をまとめて支払います

※　請求書の様式は、秦野市ホームページからダウンロードできます。

※　ファミリー・サポート・センターの場合は、提供証明書の代わりに活動報告書を提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象月 | 請求書の提出期限 | 提出先 | 支払方法 |
| 令和3年4月～6月分 | 令和3年8月20日（金） | 秦野市役所本庁舎２階保育こども園課 | 請求日から１か月程度で請求書に記載された口座へ振込みます |
| 令和3年7月～9月分 | 令和3年11月19日(金) |
| 令和3年10月～12月分 | 令和4年2月18日（金） |
| 令和4年1月～3月分 | 令和4年5月13日（金） |

●請求に関する問い合わせ●

秦野市保育こども園課

電話0463-82-9606（直通）